

松江市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

松江市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 138 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 6 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 6 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 7 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 7 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 8 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 8 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 9 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 9 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 10 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 10 号 <u>別紙のとおり</u>
様式第 11 号 <u>別紙のとおり</u>	様式第 11 号 <u>別紙のとおり</u>

<改正後>

様式第6号（第19条関係）

年度 国民健康保険料 納付通知書

--

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名



保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	性別
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦	
	基礎控除後の総所得金額等 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦			
							特定			
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分	円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円
					前回決定額		今回決定額	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者（月）											所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2				3	
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書 公

加入者名		口座番号		金額		円
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別
被保険者番号		納期限				

--

督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□□□ 円	□□□□□□□ 円	□□□□□□□ 円	
氏納付者名	(CVS等収納用)		
収納用	コンビニ等		

松江市

年度 国民健康保険料 公

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	被保険者番号
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

領収証書 公

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
被保険者番号	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

領収日付印

同封収付票等も添付してください。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第25条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の5の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』、『介護分』、『子ども分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごととなります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

納付場所

- 請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- 金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
- 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
- 納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問合せ窓口

<改正前>

様式第6号（第19条関係）

年度 国民健康保険料 納付通知書

--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名



保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	性別
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦ 特定		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	円
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限		

--

督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□□□ 円	□□□□□□□□ 円	□□□□□□□□ 円	
氏納付者名	(CVS等収納用)		
収納用	コンビニ等		

松江市

年度 国民健康保険料 公

原簿

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	記号・番号
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

領収証書 公

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
記号・番号	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

領収日付印

切り取らぬようお願いいたします。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくこととなります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごととなります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を差し督促手数料80円を徴収します。督促状を差した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

< 改正後 >

様式第7号 (第19条関係)

年度 国民健康保険料 納付通知書

--

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

松江市長
氏 名

印

保険料納付方法等			
徴 収 方 法			
納 付 義 務 者			
生 年 月 日		性別	
住 所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

変 更 前	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
		基礎控除後の総所得金額等 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦		
		円	%	円	円	人	円	特定	月	
変 更 前	医療分									
	支援金分									
	介護分									
	子ども分									
変 更 後	医療分									
	支援金分									
	介護分									
	子ども分									

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

変 更 前	区 分	軽 減 額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減 免 額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変 更 前	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	子ども分								
変 更 後	医療分								
	支援金分								
	介護分								
	子ども分								
						前回決定額		今回決定額	

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															
	医療															
	支援金															
	介護															
	子ども															

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。
 ※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			
	医療																			
	支援金																			
	介護																			
	子ども																			

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。
 ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
 ※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書 ㊦

加入者名		口座番号		金額		円
賦課年度		対象年度		通知書番号		期別
被保険者番号		納期限				

督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□□□ 円	□□□□□□□ 円	□□□□□□□ 円	
氏納付者名	(CVS等収納用)		
収納用	コンビニ等		

松江市

年度 国民健康保険料 ㊦

原簿

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	被保険者番号
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

領収証書 ㊦

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
被保険者番号	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

領収日付印

同封収付票等も添付してください。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

納付場所

- 請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- 金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
- 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
- 納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問合せ窓口

<改正前>

様式第7号（第19条関係）

年度 国民健康保険料 納付通知書

--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

松江市長
氏 名

印

保険料納付方法等			
徴 収 方 法			
納 付 義 務 者			
生 年 月 日		性別	
住 所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			被保険者均等割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦	特定	
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	
	医療																	
	支援金																	
	介護																	

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。
 ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
 ※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

松江市

年度 国民健康保険料 納入済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	円
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限		

督促手数料	延滞金(報奨金)	合計	領収日付印
□□□ 円	□□□□□□□ 円	□□□□□□□ 円	
氏納付者名	(CVS等収納用)		
収納用	コンビニ等		

松江市

年度 国民健康保険料 公

原符

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	記号・番号
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

領収証書 公

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
記号・番号	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円

領収日付印

同封収付票等も添付してください。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発生し督促手数料80円を徴収します。督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。

この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

< 改正後 >

様式第8号 (第19条関係) 年度 国民健康保険料 納付通知書

--

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名

印

保険料納付方法等	
徴 収 方 法	
納 付 義 務 者	
生 年 月 日	性別
住 所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

変 更 前 後	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
		基礎控除後の総所得金額等 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦		
								特定		
変 更 前	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円
変 更 後	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

変 更 前 後	区 分	軽 減 額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減 免 額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変 更 前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変 更 後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
						前回決定額	円	今回決定額	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療															
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療															
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療															
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療															
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療															
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G：擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

口座振替納付通知書（全期前納口座振替者用）

氏 名		通 知 書 番 号	
-----	--	-----------	--

●振替口座

金 融 機 関 名			
口 座 種 別		口 座 番 号	
名 義 人			

●口座振替日及び保険料

納 期	全 期
口 座 振 替 日	
保 險 料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

口座振替納付通知書（期別口座振替者用）

氏名	様	通知書番号
----	---	-------

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期		
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

(4) 子ども・子育て支援納付金賦課額(子ども分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第25条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の5の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』、『介護分』、『子ども分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%を加算した割合)が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくことになります。年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごととなります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

< 改正前 >

様式第8号（第19条関係） 年度 国民健康保険料 納付通知書

--	--	--	--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり
決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名

印

保険料納付方法等			
徴 収 方 法			
納 付 義 務 者			
生 年 月 日		性別	
住 所			
特別徴収義務者名			
特別徴収対象年金			
特別徴収対象年金額	円		

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	特定 平等割額 ⑦		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円		円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円

区分	軽減	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
		所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額	⑧				
変更前		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
変更後		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
	医療															
	支援金																	
	介護																	
	医療															
	支援金																	
	介護																	
	医療															
	支援金																	
	介護																	
	医療															
	支援金																	
	介護																	
	医療															
	支援金																	
	介護																	

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
	医療																
	支援金																			
	介護																			
	医療																
	支援金																			
	介護																			
	医療																
	支援金																			
	介護																			
	医療																
	支援金																			
	介護																			
	医療																
	支援金																			
	介護																			

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。

ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。

※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

口座振替納付通知書（全期前納口座振替者用）

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

納期	全期
口座振替日	
保険料	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

口座振替納付通知書（期別口座振替者用）

氏名	様	通知書番号
----	---	-------

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

納期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第 5 期	第 6 期	第 7 期	第 8 期
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

納期	第 9 期	第 10 期		
口座振替日				
保険料	円	円	円	円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

■ 国民健康保険料の納期

国民健康保険料は第1期(6月)に年間保険料が確定しますので、通常は、年間保険料を第1期(6月)から第10期(3月)の10回で納めていただくこととなります。

年度途中の加入の場合は、届出月又は届出月の翌月からお支払いが開始となります。

なお、一定の条件に当てはまる世帯は、世帯主の年金から保険料を引き去る「特別徴収」によるお支払いとなります。

■ 納付義務者は世帯主

国民健康保険では、一人ひとりが被保険者となりますが、加入は世帯ごととなります。保険料の納付も世帯ごとで、納付義務者は原則として世帯主です。

また、世帯主自身が他の健康保険に加入しているような場合でも、納付義務者は世帯主(擬制世帯主)で、納付通知書は世帯主宛に送付します。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 保険料の計算方法、料率

(1) 基礎賦課額(医療分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第16条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第20条の5の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。
- ④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。
- ⑤ 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる世帯については、条例第29条の3の規定により、被保険者均等割額を減額しています。

(3) 介護納付金賦課額(介護分)

- ① 賦課期日(4月1日)現在において松江市国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者の所得金額、人数、世帯数から、条例第24条の規定により、所得割率、被保険者均等割額、世帯別平等割額を決定しています。
- ② 賦課期日後に新規加入した世帯及び第2号被保険者数等に異動のあった世帯については、条例第28条の規定により月割で計算しています。
- ③ 算出した年間保険料の額が賦課限度額を超える場合には、決定保険料の額は賦課限度額になります。

④ 所得が一定額以下の世帯については、条例第29条の規定により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しています。

3 決定保険料

年間の決定保険料の額は、世帯の『医療分』、『後期高齢者支援金分』及び『介護分』を合算した額となっています。普通徴収に係る期別の納付額は、年間の決定保険料から特別徴収に係る保険料を引いた額を納付回数で割った金額となります。特別徴収に係る保険料は、1期から3期が仮徴収分、4期から6期が本徴収分となります。

4 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発生督促手数料80円を徴収します。督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

5 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

6 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

7 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正後>

様式第9号（第19条関係） 年度 国民健康保険料 納付通知書

--

被保険者番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名



前回決定額	
今回決定額	

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

国民健康保険料 賦課明細書

変 更 前 後	区 分	所 得 割			被 保 険 者 均 等 割			世帯別平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
		基礎控除後の総所得金額等 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	平等割額⑦		
								特定		
変 更 前	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円
変 更 後	医療分	円	%	円	円	人	円	月	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円		円	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円	円
	子ども分	円	%	円	円	人	円		円	円

※子ども分において、均等割額⑥に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。また、軽減額⑧のうち、均等割軽減額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

変 更 前 後	区 分	軽 減 額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減 免 額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
		軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変 更 前	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
変 更 後	医療分		円	円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円	円
	子ども分		円	円	円	円	円	円	円
						前回決定額	円	今回決定額	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業（月）												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																
	医療																
	支援金																
	介護																
	子ども																

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G：擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		
	医療																		
	支援金																		
	介護																		
	子ども																		

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。
 ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
 ※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

口座振替納付通知書

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

口座振替日			
保険料			円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主です。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

<改正前>

様式第9号（第19条関係） 年度 国民健康保険料 納付通知書

--

保険証番号
通知書番号

あなたの国民健康保険料について次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

松江市長
氏 名

印

保険料納付方法等	
徴収方法	
納付義務者	
生年月日	性別
住所	
特別徴収義務者名	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

※特別徴収は上記の年金から天引きされます。

前回決定額	
今回決定額	

国民健康保険料 賦課明細書

区分	所得割			均等割			平等割		算出合計額 A=③+⑥+⑦
	所得割の元となる額 ①	所得割率 ②	所得割額 ③=①×②	1人あたり 均等割額④	被保険者数 ⑤	均等割額 ⑥=④×⑤	特定 平等割額 ⑦		
変更前	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円
変更後	医療分	円	%	円	円	人	円	円	円
	支援金分	円	%	円	円	人	円	月	円
	介護分	円	%	円	円	人	円		円

区分	軽減額				限度超過額 ⑨	月割増減額 ⑩	減免額 ⑪	年間保険料額 (A-⑧-⑨+⑩-⑪)
	軽減	所得割軽減額	均等割軽減額	平等割軽減額				
変更前	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円
変更後	医療分		円	円	円	円	円	円
	支援金分		円	円	円	円	円	円
	介護分		円	円	円	円	円	円

※内訳等については、4・5ページをご覧ください。

※軽減額⑧欄中の「軽減」は、所得に応じて軽減される割合を記載しています。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方に賦課されます。

※賦課限度額は下記の金額です。

医療分	
支援金分	
介護分	

前回決定額
今回決定額

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	* : 国保加入者 G : 擬制世帯主 S : 非自発的失業 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
	医療																-----	-----	
	支援金																		
	介護																		
	医療															-----	-----		
	支援金																		
	介護																		
	医療															-----	-----		
	支援金																		
	介護																		
	医療															-----	-----		
	支援金																		
	介護																		
	医療															-----	-----		
	支援金																		
	介護																		

※*印・S印が示されている月が保険料計算の対象となります。

※G : 擬制世帯主とは国保加入者ではない世帯主のことです。

国民健康保険料個人明細書

通知書番号

被保険者氏名	区分	*：国保加入者 G：擬制世帯主 S：非自発的失業者 (月)												所得割(円)	均等割(円)	平等割(円)	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														
	医療														
	支援金														
	介護														

※個人毎の所得割額・均等割額と平等割額の合計が、保険料となります。
 ただし、限度超過額・減免額等のある世帯では一致しない場合があります。
 ※限度超過世帯の被保険者人数に異動（増減）や総所得の変更があっても年間保険料に変更がない場合があります。

口座振替納付通知書

氏名		通知書番号	
----	--	-------	--

●振替口座

金融機関名			
口座種別		口座番号	
名義人			

●口座振替日及び保険料

口座振替日			
保険料			円

※ 口座振替日に、指定された口座から自動的に引き落とされます。

1 保険料賦課の根拠となった法律及び条例

国民健康保険法第76条及び松江市国民健康保険条例第11条の規定に基づき賦課しています。納付義務者は国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主となっています。

2 督促及び滞納処分

納期限までに保険料が完納されないときは、督促状を発生し督促手数料80円を徴収します。督促状を発生した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分をすることがあります。

3 延滞金の計算

納期限までに保険料を完納されない場合は、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付額(1,000円未満の端数は切り捨て、2,000円未満はその全額を切り捨て)に、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までは、年7.3%)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、年14.6%及び年7.3%は、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、年14.6%については延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、年7.3%については延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合(加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%)とします。延滞金の額は、100円未満の端数金額を切り捨て、1,000円未満の場合はその全額を切り捨てます。年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

4 審査請求及び取消訴訟

この納付通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納付通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として(訴訟において松江市を代表する者は松江市長となります。)、提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

5 通知した保険料の額について

同一世帯の国民健康保険の被保険者全員に係る保険料の合計額を通知しています。

通知書番号	
被保険者番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

	賦課明細	更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(A) 医療分保険料額				
支援金分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(B) 支援金分保険料額				
介護分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(C) 介護分保険料額				
子ども分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額※	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額※		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(D) 子ども分保険料額				
決定保険料額 (A) + (B) + (C) + (D)				

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。
また、政令軽減額の内、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
被保険者番号	納期限	支払期限	

督促手数料 □□□□ 円	延滞金 (報奨金) □□□□□□□□ 円	合計 □□□□□□□□ 円	領収日付印
氏 納 名 付 者 (CVS取納用)			<small>収納代行 XXサービス (松江市/コンビニ店補保管)</small>
収 納 用 ニ ン ビ ニ 等			

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

履歴書控え/金受領書

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期 別	被保険者番号
納期限	
金額	円
督促料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円
取扱期限	

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	<small>収納代行 XXサービス (金庫機関/コンビニ店補保管)</small>

年度 国民健康保険料

年 月 日

松江市長
氏 名 印

領収証書 公
年度 国民健康保険料

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科 目	
通知書番号	
被保険者番号	
期 別	
納期限	

金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円
支払期限	

領収日付印
<small>収納代行 XXサービス (金庫機関/コンビニ店補保管)</small>

納付場所

- 請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- 金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
- 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
- 納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問合せ窓口

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(A) 医療分保険料額			
支援金分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
	増減調整額			
	条例減免額			
	減免額			
	(B) 支援金分保険料額			
介護分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
年間保険料				
増減調整額				
減免額				
(C) 介護分保険料額				

(単位：円)

決定額		更正前	更正後	増減
決定額	決定保険料額(A) + (B) + (C)			
	内訳 (再掲)	医療保険分		
		支援金分 介護保険分		

松江市 年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	円
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限	支払期限	

督促手数料	延滞金 (報奨金)	合計	領収日付印
円	円	円	

氏名
 収納用 (CVS取納用)

収納代行 XXサービス (松江市/コンビニ店補保管)

松江市 年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

納付者氏名

賦課年度	対象年度
通知書番号	保険証番号
期別	
納期限	
金額	円
督促料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円
取扱期限	

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	

収納代行 XXサービス (金融機関/コンビニ店補保管)

年度 国民健康保険料

年月日

松江市長 氏名 印

年度 国民健康保険料 領収証書 公

納付者氏名

賦課年度
対象年度
科目
通知書番号
保険証番号
期別
納期限

金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
報奨金	円
合計	円
支払期限	円

領収日付印

収納代行 XXサービス (金融機関/コンビニ店補保管)

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

通知書番号	
被保険者番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

	賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額			
	資産割額	基礎額			
	均等割額	被保数			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
年間保険料					
増減調整額					
条例減免額					
減免額					
(A) 医療分保険料額					
支援金分	所得割額	基礎額			
	資産割額	基礎額			
	均等割額	被保数			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
年間保険料					
増減調整額					
条例減免額					
減免額					
(B) 支援金分保険料額					
介護分	所得割額	基礎額			
	資産割額	基礎額			
	均等割額	被保数			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
年間保険料					
増減調整額					
条例減免額					
減免額					
(C) 介護分保険料額					
子ども分	所得割額	基礎額			
	資産割額	基礎額			
	均等割額※	被保数			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額※			
		平等割額			
	限度超過額				
年間保険料					
増減調整額					
条例減免額					
減免額					
(D) 子ども分保険料額					
決定保険料額 (A) + (B) + (C) + (D)					

※子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額（1人あたり 円）を含んでいます。
また、政令軽減額の内、均等割額に18歳未満均等割軽減額を含んでいます。

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	円		
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別		
被保険者番号	納期限	支払期限			

督促手数料	延滞金 (報奨金)	合計	円	領収日付印
□□□□	□□□□	□□□□	□	

氏名 納付者

取納用 (CVS取納用)

取納代行 XXサービス
(松江市/コンビニ店補保管)

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

納付者氏名

賦課年度	対象年度	通知書番号	期別	被保険者番号	
納期限	金額	督促料	延滞金	報奨金	合計
取扱期限					

(主管課名)	領収日付印
取納代行 CVS	

取納代行 XXサービス
(金庫機関/コンビニ店補保管)

年度 国民健康保険料

年 月 日

松江市長
氏 名 印

領収証書 公
年度 国民健康保険料

納付者氏名

賦課年度	対象年度	科目	通知書番号	被保険者番号	期別	納期限

金額	督促手数料	延滞金	報奨金	合計	支払期限
円	円	円	円	円	円

領収日付印

取納代行 XXサービス
(金庫機関/コンビニ店補保管)

納付場所

- 請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。
- 金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。
- 収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。
- 納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問合せ窓口

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減
医療分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(A) 医療分保険料額				
支援金分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
条例減免額				
減免額				
(B) 支援金分保険料額				
介護分	所得割額	基礎額		
	資産割額	基礎額		
	均等割額	被保数		
	平等割額			
	算出額			
	政令軽減額	判定		
		所得割額		
		均等割額		
		平等割額		
	限度超過額			
	年間保険料			
増減調整額				
減免額				
(C) 介護分保険料額				

(単位：円)

決定額		更正前	更正後	増減
決定額	決定保険料額(A)+(B)+(C)			
	内訳 (再掲)	医療保険分		
		支援金分		
		介護保険分		

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

加入者名	口座番号	金額	円
賦課年度	対象年度	通知書番号	期別
記号・番号	納期限	支払期限	

督促手数料	延滞金 (親奨金)	合計	領収日付印
□□□□	□□□□□□	□□□□□□	□□□□□□
氏名 納付者			領収日付印
氏名 納付者			
(CVS取納用)			領収日付印

収納代行 XXサービス
(松江市/コンビニ店補保管)

松江市
年度 国民健康保険料 領収済通知書 公

履歴書提出金受領書

納付者氏名	
賦課年度	対象年度
通知書番号	
期別	保険証番号
納期限	
金額	円
督促料	円
延滞金	円
親奨金	円
合計	円
取扱期限	

(主管課名)	領収日付印
収納代行 CVS	領収日付印

収納代行 XXサービス
(金庫機関/コンビニ店補保管)

年度 国民健康保険料

年 月 日

松江市長 氏名 印

領収証書 公
年度 国民健康保険料

納付者氏名	
賦課年度	
対象年度	
科目	
通知書番号	
保険証番号	
期別	
納期限	
金額	円
督促手数料	円
延滞金	円
親奨金	円
合計	円
支払期限	

(主管課名)	領収日付印
収納代行 XXサービス (金庫機関/コンビニ店補保管)	領収日付印

●請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

●金額訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読取ができない場合、納付額が30万円を超える場合、コンビニエンスストア等ではお取り扱いできません。

●収納票のコピー、バーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

●納付者控及びレシートは払込みの証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

お問い合わせ先

納付場所

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の松江市国民健康保険条例施行規則に定める様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。